

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項 廃止・縮減

（国土交通省）

制 度 名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等に係る課税の特例措置					
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項の表第 1 号・第 9 号）					
見 直 し の 内 容	<p>次に係る特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の特例措置について、廃止する。</p> <p>1号特例：首都圏の既成市街地等からそれ以外の地域への買換え 対象：譲渡益の一部（80%）、所有期間10年超</p> <p>9号特例：都市開発区域以外の区域から、都市開発区域への買換え 対象：譲渡益の一部（80%）</p> <p>〔適用期限〕 平成 23 年 12 月 31 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="padding-left: 20px;">① +2,167 百万円 （- 百万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">⑨ +355 百万円 （- 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	① +2,167 百万円 （- 百万円）		⑨ +355 百万円 （- 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	① +2,167 百万円 （- 百万円）					
	⑨ +355 百万円 （- 百万円）					
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本税制特例は、既成市街地から人口・産業の過度な集中を抑制し、都市開発区域等へ人口・産業の適切な配置を図るため措置されていたものであるが、今後は、国際競争力の強化に資する業務機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ大きく方向転換を図ることとしている。それにより、これまでの大都市圏政策を見直し新たな大都市圏政策に即した税制特例制度を創設するため、本特例措置については廃止をするものである。</p>					

